

報告書提出上の留意事項
(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)

1 報告対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 報告対象処理業者

- 上記報告対象期間（前年度）に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者
※排出量や交付枚数にかかわらず、報告書を提出する必要があります。
- 上記報告対象期間（前年度）に二次マニフェストを交付した、中間処理業者
※二次マニフェストを交付した中間処理業者についても、産業廃棄物を排出している事業者であるため、報告書を提出する必要があります。
- 電子マニフェストを利用している場合は、電子マニフェスト利用分のみ、報告の必要はありません。

3 報告書様式

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）
※様式（E x c e l）は、山梨県のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/53840898843.html>

4 報告書記入方法等

- 報告書は、事業場ごとに作成してください。
- 産業廃棄物の処理（収集運搬、積替え保管等）ごとに記入例（①～④）を御確認のうえ、記入してください。
- 「業種」については「【表1】標準産業分類一覧表」を御確認のうえ、省略表記と併せ「コード」も記入ください。
- 「産業廃棄物の種類」については「【表2】産業廃棄物の種類」を御確認のうえ、省略表記と併せて「コード」も記入ください。
- 排出量の単位は「トン（t）」とします。排出量として記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告して構いませんが、最小値は小数点第3位（1kgまで）で報告してください。年間の排出量が0.001トンに満たない場合、「<0.001t」と記載してください。
例）3,006kg→3.006t 0.2kg→<0.001t
- また、m³（立米）により産業廃棄物を管理している場合については、別紙【表1】の産業廃棄物の体積から重量への換算係数（t/m³）を参考に、記入してください。

※換算係数（t/m³）による計算方法

燃え殻 0.5m³ × 1.14（換算係数） = 0.57t

5 報告書提出先

産業廃棄物の排出場所により報告書の提出先が異なります。

- 甲府市以外の事業場で産業廃棄物が発生した場合⇒県へ提出
- 甲府市内の事業場で産業廃棄物が発生した場合⇒甲府市へ提出

※詳細は甲府市環境部環境総室ごみ収集課(TEL:055-241-4313)にお問い合わせ下さい。

県への報告書提出方法は原則、以下のとおりです。

(電子報告の場合) 「やまなしくらしねっと」から報告ください。

※詳しい手続きについては、下記URLを参照してください。

URL <https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/>

(郵送の場合) 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県 環境整備課 産業廃棄物担当 宛て

電話番号 055-223-1518 (直通)

※お手数ですが、封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と御記入ください。

※上記による提出ができない場合は、環境整備課まで御連絡下さい。

6 報告書提出期日

令和7年6月30日まで

7 報告書提出部数

次のいずれかにより、提出願います。

○ 書面による場合 1部 (控えが必要な方は、2部提出してください。)

○ CD-Rによる場合 1部 (控えが必要な方は、かがみ文(送付状)を同封ください。)

※CD-Rの表面に「事業者名」と「R6産業廃棄物管理票交付等状況報告書」とご記入下さい。

○ なお、控えの送付を希望する方は、返信用封筒(切手の貼付)を同封ください。